

1 法令名

石炭工業汚染物排出基準（GB20426-2006）

Emission standard of pollutants for Coal Industry（GB20426-2006）

2 制定年月

2006年9月1日

3 発効年月

2006年10月1日

4 法令の概要

4.1 目的

石炭の採掘、選炭および貯炭場、荷積み・荷降ろし場の汚染物排出を制限し、人間の健康や生態環境の保全、石炭工業の持続可能な発展を促進させるためには、本基準を制定する。

4.2 規制対象

本基準は、炭鉱（露天炭鉱を含む）、選炭工場、ボタの貯蔵場、石炭の貯蔵、積み下ろし場に対する汚染の防止管理、石炭工業建設プロジェクトの環境影響評価、環境保護施設の設計、竣工する際の認定及び使用段階での大気汚染物の排出管理に適用する。

本基準は、法律が許される汚染物排出行為に適用する。ただ、新しい生産ラインの場所選定と、保護区内既存の生産ライン管理の場合、中華人民共和国大気汚染防止法の16条、中華人民共和国水汚染防止法20条と27条、中華人民共和国海洋保護法30条、飲用水水源保護区汚染防止法等の関係規定に従う必要がある。

4.3 規制内容

(1) 本基準では、主に採炭排水、選炭排水の許容値、石炭工業地上生産システムからの大気汚染物排出制限値と非組織排出制限値、ボタの貯蔵場の管理技術規定、採炭坑内水の資源化利用技術規定等を含まれている。

(2) 石炭工業排水有毒汚染物排出制限値(表1)

(3) 採炭汚水汚染物排出制限値(表2)

(4) 新規炭鉱設計には炭鉱水を選炭・洗炭、炭鉱生産用水、消防用水、緑化用水など生産用水として優先的に使うようにする必要がある。

表1 石炭工業排水有毒汚染物排出制限値

順番	汚染物	毎日最高排出制限値(単位 : mg/L)
1	総水銀	0.05
2	総カドミウム	0.1
3	総クロム	1.5
4	六価クロム	0.5
5	総鉛	0.5
6	総ヒ素	0.5
7	総亜鉛	2.0
8	フッ化物	10

表2 採炭汚水汚染物排出制限値

順番	汚染物	毎日最高排出制限濃度(単位 : mg/L、ph 値含まず)	
		現在の生産ライン	新規(改築・増築)ライン
1	ph	6~9	6~9
2	浮遊物質(単位 : mg/L)	70	50
3	COD	70	50
4	石油類	10	5
5	総鉄	7	6
6	総マンガン	4	4

注(1) : 総マンガン制限値は酸性採炭廃水だけに適用する。

5 法令が入手できる URL

中国環境保護部 Web サイト

<http://kjs.mep.gov.cn/hjbhbz/bzwb/shjbh/swrwpfbz/200609/W020070207562285376298.pdf>